

議案第90号

墨田区組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区組織条例の一部を改正する条例

墨田区組織条例（昭和52年墨田区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「都市整備部」を「都市整備部
資源環境部」に改める。

第4条企画経営室の項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 区民施設、教育施設、庁舎等の営繕に関すること。

第4条総務部の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条都市整備部の項中第6号から第9号までを削り、第10号を第6号とし、同項の次に次のように加える。

資源環境部

- (1) 環境保全に関すること。
- (2) 緑化に関すること。
- (3) 清掃事業に関すること。
- (4) 資源循環の推進に関すること。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

社会状況の変化、区民ニーズの多様化等に適切に対応するため、区長部局の組織体制を整備する必要がある。